

# 日本年金機構からのお知らせ

## 標準報酬月額を翌月から改定することができます

新型コロナウイルス感染症の影響により休業した従業員の方で、令和2年4月から7月の間に休業により報酬が著しく下がった方について、一定の条件に該当する場合は、事業主からの届出により、健康保険・厚生年金保険料の標準報酬月額を、通常の随時改定（4か月目に改定）によらず、特例により翌月から改定することができます。

例えば4月から休業手当が支払われた場合  
通常であれば4か月目の7月に改定となります。

### ■通常の随時改定



今回の特例を利用した場合  
5月から改定が可能となります。

### ■今回の特例改定



※令和2年5月分から8月分の保険料が対象となります。

※管轄の年金事務所へ郵送（または窓口）による申請が必要となります。（事務センターへ郵送しないようご注意ください。）

※特例の概要や手続等の詳細は、日本年金機構ホームページをご覧ください。か、ねんきん加入者ダイヤルをご利用下さい。

ねんきん  
加入者ダイヤル

0570-007-123（ナビダイヤル）

03-6837-2913（050から始まる電話でおかけになる場合）

・受付時間：月～金曜日：午前8時30分～午後7時 第2土曜日：午前9時30分～午後4時

日本年金機構 特例改定

検索

<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/tokureikaitei.html>



## 標準報酬月額に関する届出漏れはありませんか

8月または9月の随時改定が予定されているため、算定基礎届の提出を行っていない被保険者につきまして、随時改定の要件に該当した場合は月額変更届を、随時改定の要件に該当しなかった場合は、算定基礎届をご提出いただく必要があります。

まだ算定基礎届の提出がお済みでない被保険者がいる場合は、管轄の事務センターまたは年金事務所へ速やかにご提出いただくようお願いいたします。

## 個人番号または基礎年金番号の記入漏れにご注意ください

個人番号または基礎年金番号を記入

新たに被保険者となる方を採用した際にご提出いただく「被保険者資格取得届／70歳以上被用者該当届」（以下「取得届」という。）は、本人確認のため、個人番号（マイナンバー）または基礎年金番号のいずれかを必ずご記入の上、提出いただきますようお願いいたします。

個人番号または基礎年金番号の記載がない場合には、事業主様あてに取得届を返送しますので、ご協力いただきますようお願いいたします。

なお、個人番号を有していない短期在留外国人、海外居住者は、別途指定された書類により、本人確認を行います。詳細は日本年金機構のホームページをご確認ください。

日本年金機構

検索

<https://www.nenkin.go.jp/>



日本年金機構  
Japan Pension Service

## ◆年金委員制度のご案内

年金委員とは、厚生年金及び国民年金に関する適用・給付・保険料などについて、会社や地域において啓発、相談、助言などの活動を行う民間協力員です。年金委員は、会社の事業主や市町村等からの推薦により厚生労働大臣が委嘱します。活動範囲により、「職域型」と「地域型」の2つに区分され、「職域型」は主に適用事業所内、「地域型」は自治会などの地域において活動していただいております。**年金委員を設置されていない事業所におかれましては、ぜひ、年金委員の推薦をお願いいたします。**

※詳しくは、最寄りの年金事務所までお問い合わせください。

## ◆年金相談の時間延長と週末相談のご案内

山口県内の各年金事務所では、年金相談の時間延長と週末相談を行っています。

■ 月曜日（休日明けの初日） 8：30～19：00

⇒9月7日、14日、23日、28日

■ 週末相談日（第二土曜日） 9：30～16：00

⇒9月12日

令和2年9月						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

※山口県内の各年金事務所・**防府年金相談センター**

（山口年金事務所管理）では、**窓口の一部を予約制**にしています。

予約の申し込みは「**予約受付専用電話**」へ！！ **0570-05-4890**

予約受付専用電話に繋がらない場合は、各年金事務所（下記及び出張相談所開設のご案内の電話番号）までお問い合わせください。

・山口年金事務所（予約 ☎ 083-922-5660）

・下関年金事務所（予約 ☎ 083-222-5587）

## ◆出張相談所開設のご案内 ※開催の有無につきましては、事前に各年金事務所にご確認ください。

日	時	会 場	管轄年金事務所
9月15日（火）	10:00～16:00	豊浦総合支所	下関年金事務所
9月24日（木）	10:00～16:00	豊北総合支所	
9月25日（金）	10:00～16:00	豊田総合支所	
9月9日（水）	9:30～15:30	【予約制】 光市役所	徳山年金事務所 (☎0834-31-2152)
9月17日（木）	10:00～16:00	【予約制】 田布施町役場	
9月23日（水）	9:30～15:30	【予約制】 下松市役所	
9月9日（水）	9:30～15:30	【予約制】 美祢市民会館	宇部年金事務所 (☎0836-33-7111)
9月10日（木）	10:00～16:00	【予約制】 柳井市役所	岩国年金事務所 (☎0827-24-2222)
9月15日（火）	10:00～16:00	【予約制】 周防大島町久賀総合センター	
9月24日（木）	10:00～16:00	【予約制】 柳井市役所	
9月10日（木）	10:00～15:00	【予約制】 長門市役所	萩年金事務所 (☎0838-24-2158)
9月16日（水）	10:00～12:00	【予約制】 萩市役所田万川総合事務所	
9月24日（木）	10:00～15:00	【予約制】 長門市役所	

徳山年金事務所、宇部年金事務所、岩国年金事務所、萩年金事務所管内での出張年金相談は、**【予約制】**となっています。事前に管轄年金事務所へ電話で予約をお願いします。

※相談にお越しの際には、**年金証書、振込通知書、年金手帳や健康保険被保険者証**などの、本人であることを確認できるものを必ずお持ちください。本人以外の方が相談される場合には、本人からの**委任状**とお見えになる方の本人確認ができる**証明書（運転免許証等）**が必要です。